

2022年5月11日

各位

会社名 協立情報通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 茂則
(東証スタンダード・コード 3670)
問い合わせ先 総務課長代行 茂田 敏朗
(電話 03-3434-3141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の当社第57期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を整備するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(第57期事業年度)</p> <p>第1条 第42条の規定にかかわらず、第57期事業年度は、令和3年3月1日から令和4年3月31日までの13か月とする。なお、本附則は第57期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p>	<p>附則</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(第15条変更の経過措置)</p> <p>第1条 第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月21日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2022年6月21日(水曜日)

以上